

令和5年10月5日

事業者団体 各位

埼玉労働局労働基準部
健康安全課長

令和5年度「外国人労働者に係る労働安全衛生管理セミナー」の
周知について（依頼）

日頃より、労働安全衛生行政の推進に対しまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の死傷災害が増加傾向にあります。

外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が挙げられております。

その防止のためには「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」等に基づき、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解できるように、これらに関する標識・掲示等を行うこと等が重要となります。

今般、厚生労働省では、外国人労働者を雇用する事業場において上記取組が促進されることを目的として、下記URLのとおり、委託事業（受託者：公益社団法人東京労働基準協会連合会）により、標記セミナーを開催します。

つきましては、下記URLに掲載されているリーフレット等を御活用いただき、貴会会員事業場あて周知をお願い申し上げます。

【掲載URL・二次元コード】 https://www.toukiren.or.jp/seminar_25.html



お問合せ
埼玉労働局労働基準部健康安全課
担当：堀川
電話 048-600-6206